

# 1 平成 24 年 4 月からの「子ども手当」について 「子ども手当」から「児童手当」へ！

**家**庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした「児童手当」制度が、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。

## 【手当の支給額】（児童一人あたりの月額）

0歳～3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円

## 【手当の支給月】

- 6月（4月～5月分）
- 10月（6月～9月分）
- 2月（10月～1月分）

## 【所得制限について】

平成 24 年 6 月分（10 月支給分）から所得制限が設けられます。

なお、所得制限を超えている受給者についても、中学生までの児童一人につき月額 5,000 円が支給されます。

※共働きの場合、どちらか収入の高い方が受給者となり、その受給者の所得のみ（合算しない）で判断します。

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

## 【現況届について】

平成 24 年 3 月 31 日現在子ども手当を受給している方については、申請をしていただくなくても 4 月、5 月分の手当は受給できます。

ただし、6 月分から所得制限が導入されることにより、6 月以降の手当を受給するためには現況届を提出していただく必要があります。

現況届の提出時期は 6 月になりますので、詳しい案内は 5 月下旬に受給者の皆様へ郵送します。



申請・問合せ先 住民課 住民年金係 ☎ 65・3301